平成２５年（フ）第５０号
北海道北見市東相内町17番地75、前住所北海道常呂郡訓子府町東町116番地
破産者　紺野　伸子
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
宮城県石巻市広渕字馬場屋敷88番地５
破産者　千葉　智弘
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第１９１号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井1867番地５
破産者　市川　圭太
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２２３号
群馬県渋川市中郷2414番地
破産者　信沢　三一
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２２４号
群馬県渋川市中郷2328番地３
破産者　信沢　順二
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２０９０号
横浜市港北区樽町３丁目２番21―Ａ813号
破産者　齋藤ひさ子
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５４７号
神奈川県鎌倉市岡本２丁目８番13号　サンキュウハイツ102
破産者　福田　敬土
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７５０号
横浜市青葉区みたけ台21番地11　レピュートムラタ203
破産者　加藤　本夫
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０１６号
横浜市港北区箕輪町１―22―５　201、住民票上の住所福島県いわき市平字作町１丁目１番地の８
破産者　大坪　和夫
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１９号
神奈川県平塚市唐ケ原123番地の２　平塚ガーデンホームズ１―208
破産者　河野　宣明
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４２０号
神奈川県平塚市唐ケ原123番地の２　平塚ガーデンホームズ１―208
破産者　河野ミサ子
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３２号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津1424番地８
破産者　外川　英雄
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
岐阜県大垣市美和町1853番地１　国枝ハイツ305号
破産者　柘植　　香
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第５７２号
静岡県浜松市南区西島町581番地
破産者　池田　律雄
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１８９号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪5219番地の２
破産者　那須田英光
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４８９号
静岡県磐田市豊岡7035番地２
破産者　佐藤　明美
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２０１号
滋賀県湖南市針305番地１
破産者　松浦　　勉
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４号
岡山県美作市林野179番地３
破産者　小山　哲梧
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１０６号
岡山県津山市沼49番地12
破産者　金田　浩美
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部